

新旧対照表

○ 千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）

（赤文字及び下線部分は改正部分）

改正後	改正前	備考
<p>（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p>第7条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載して軽車両を運転してはならない。</p> <p>（1）乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 二輪の自転車及び三輪の普通自転車にあつては、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（ア）16歳以上の運転者が、<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u>1人を幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>（イ）16歳以上の運転者が、<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u>2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>（ウ）16歳以上の運転者が、<u>6歳未満の者</u>1人をひも等で確実に緊縛し背負っている場合（（イ）に該当する場合を除く。）</p> <p>（エ）二輪の自転車のうち、タンデム自転車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を後部の座席に乗車させる場合</p> <p>イ 二輪の自転車及び三輪の普通自転車以外の軽車両にあつては、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。</p> <p>（2）から（4）まで （略）</p>	<p>（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p>第7条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載して軽車両を運転してはならない。</p> <p>（1）乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 二輪の自転車及び三輪の普通自転車にあつては、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（ア）16歳以上の運転者が、<u>幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）</u>1人を幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>（イ）16歳以上の運転者が、<u>幼児</u>2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>（ウ）16歳以上の運転者が、<u>幼児</u>1人をひも等で確実に緊縛し背負っている場合（（イ）に該当する場合を除く。）</p> <p>（エ）二輪の自転車のうち、タンデム自転車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を後部の座席に乗車させる場合</p> <p>イ 二輪の自転車及び三輪の普通自転車以外の軽車両にあつては、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。</p> <p>（2）から（4）まで （略）</p>	<p>自転車用幼児座席のSG基準（適用範囲）に合わせたもの。</p> <p>用語の整理</p>